

成田市長期優良住宅認定事務取扱基準

成田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（令和２年成田市規則第３７号。以下「規則」という。）第１４条の規定により市長が別に定める事項は、次のとおりとする。

（居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準）

第１ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号。以下「法」という。）第６条第１項第３号に規定する良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものは、次の各号に掲げる区域内にないものであることとする。ただし、同号の区域における都市計画事業に適合するもの又は同事業に支障を及ぼすおそれがないものとして長期にわたる立地について許可等を得ている場合はこの限りでない。

- (1) 都市計画法第４条第４項に規定する促進区域
- (2) 都市計画法第４条第６項に規定する都市計画施設の区域
- (3) 都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業の区域

（自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準）

第２ 法第６条第１項第４号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものは、次の各号に掲げる区域内にないものであることとする。

- (1) 地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項に規定する地すべり防止区域
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項に規定する土砂災害特別警戒区域
（認定申請の添付図書）

第３ 規則第２条第５号の規定により市長が必要と認める図書は、長期優良住宅認定申請に係る申告書（取扱基準別記様式）とする。

附 則

（施行期日）

１ この基準は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和３年法律第４８号）第１条の施行の日（令和４年２月２０日）から施行する。

（失効）

２ この基準は、規則の失効と同時にその効力を失う。

長期優良住宅認定申請に係る申告書

申請者氏名：
建築敷地の地名地番：

長期優良住宅の認定申請を行うにあたり、上記の敷地は下記の区域に該当せず、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号及び第4号の認定基準を満たしていることを申告します。

根拠法令	区域の種別		区域外であることの確認	
			チェック欄	左記の確認方法
都市計画法	促進区域	市街地再開発促進区域		
		土地区画整理促進区域		
		市街地街区整備促進区域		
		拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域		
	都市計画施設の区域			
	市街地開発事業の区域	土地区画整理事業を施行中の区域		
		新住宅市街地開発事業を施行中の区域		
		工業団地造成事業を施行中の区域		
		市街地再開発事業を施行中の区域		
		新都市基盤整備事業を施行中の区域		
		住宅街区整備事業を施行中の区域		
防災街区整備事業を施行中の区域				
地すべり等防止法	地すべり防止区域			
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域			
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域			

※網掛けの項目は令和4年2月20日現在、成田市には該当する区域が無いものです。

(備考)

- 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号及び第4号に掲げる基準は、成田市では上記の区域に該当がないこととしております。
- 2 長期優良住宅の認定申請(変更申請を除く)の際に、本用紙を記入の上、申請書に添付してください。
- 3 確認方法の欄は、「担当部署へ確認」や「都市計画図で確認」等の当てはまるものを記載してください。
- 4 申請に係る敷地が上記の区域に該当する場合は認定ができませんのでご注意ください。
- 5 本申告書の申請書への添付は、申請に係る住宅が上記の区域内にないことが確認できる書類等で替えることができます。